

No.	意見内容	市の考え方
1	要介護認定を早くしてほしい。	要介護認定については、調査場所の都合や、主治医意見書の遅延、ご家族の都合などで認定結果がでるまで日数がかかってしまうことがあります。 早急に介護サービスが必要な場合は、申請日から暫定でサービス利用が可能ですので、介護保険課や地域包括支援センターにご相談ください。
2	1. 認知症カフェは、地域によって認知症の人数、介護予防サポーターの人数の差があるが、現状では市内全ての地域で月1回の開催となっている。地域の状況、回数を調査して、実施回数を定めてほしい。  2. 元気な高齢者のために屋内・屋外での体力強化運動の計画を作成し自治会毎に、会員全員配布する事業を進めてほしい。	1. 現在、認知症カフェは、以下の通り開催されています。 市:1ヶ所、年8回、 地域包括支援センター:市内9ヶ所、それぞれ年1~12回、 地域での「認知症カフェ運営補助事業」の利用:4ヶ所、それぞれ6回以上 自主開催:2ヶ所、それぞれ6回以上  現在開催中のカフェについて積極的な周知を図るとともに、地域の高齢者数や各カフェ参加者数の推移等を参考にして、今後の開催箇所数、回数等を検討していきます。  2. 介護を必要としない時期から運動機能や認知機能などの低下を予防する取り組みを行うことは重要です。そのため、市では元気な高齢者向けに、介護予防セミナー、介護予防運動セミナーを行っています。これからも当事業の周知・普及に努めます。
3	1. 「未病」について、市内公園に設置されている拡声器を使って、週一回位ラジオ体操を流してはどうか。  2. 介護認定について、調査を複数人で行い、その平均数値で介護度を出すことはできないか。	1. ラジオ体操は健康づくりに大変有効な運動と考えます。しかし、公園の近隣住民等にとって、時間帯によっては快く感じられない方もいると推測します。そのため、関係機関も含め、慎重に検討していきます。  2. 要介護認定については、全国一律の基準で行っており、数人で調査を行って平均値を求める方法で要介護度を出すことはできません。調査内容については、職員が全件チェックしており、調査員への指導等も含めて適切な要介護度ができるように努めています。
4	今後の住まいの意向は、どの高齢者も「自宅」希望が圧倒的に多く、また益々増加しているが、これに対する具体策を検討してほしい。	住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができよう環境が、地域包括ケアシステムであり、その深化・推進のため様々な施策を進めます。その中で、地域における支え合いの活動を強化するため、生活支援体制の整備を進めており、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等、地域で活動する人や団体の協力体制、ネットワーク構築を支援することで、地域課題の解決に向けた支援体制づくりにつながるものと考えます。

No.	意見内容	市の考え方
5	<p>①介護予防・日常生活支援総合事業の充実について</p> <p>1. 介護保険料の抑制のためには多様なサービスを積極的に実施すべき 1)事業所の参入を促し基準緩和型Aを増やす取り組みが必要ではないか。</p> <p>2)訪問型サービスで、住民主体のB・Dの取り組みが必要ではないか。第7期計画に住民主体の訪問BとDを入れていないのはなぜか。</p> <p>2. 第2層協議体と生活支援コーディネーターについて 1)第2層協議体と生活支援コーディネーターはどういった役割か。</p> <p>2)第2層協議体への取組の予算は効果的かつ効率的か。 3)協議体について、要支援者への多様なサービスにつながるように、市として将来を見据えた方針を示してはどうか。</p> <p>4)地域に状況に応じて協議体で行うサービスの目的等を明記した実施要綱を、市がつくるべきではないか。</p> <p>5)他市では、協議体とは別にサービスの担い手を集めた別動隊を組織している地域が実績をあげている。大和事も検討してはどうか。</p> <p>②後見制度の利用促進について 具体的な事業に、市民後見人の養成があるが、市民後見人がどのように活躍できる見通しか。</p>	<p>①介護予防・日常生活支援総合事業の充実について</p> <p>1. 1)本市においては、介護人材の不足を解消するために人員基準の一部を緩和した訪問型サービスAを実施していますが、引き続き、他市等の取り組みも参考にしながら、訪問型サービスAの普及に取り組んでいきます。</p> <p>2)訪問型サービスB及びDについては、生活支援体制整備事業や類似事業の一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業、シルバー人材センター事業等との整合性を図りながら、第7期計画に位置付けます。</p> <p>2. 1)第2層協議体は各地域で活動している団体などが集まり、連携強化や情報共有をしながら支えあいの地域づくりを進める話し合いの場であり、コーディネーターはその地域づくりのために関係団体や関係者をつなぎ、資源開発やネットワーク構築を図るもので、互いに補完しあうものと考えます。</p> <p>2)、3)生活支援体制整備においては確かに住民主体型サービスを創出する役割は大きいと言えますが、それは地域の支えあい活動を進めた結果であると考えます。今までも地域では様々な団体が活動しており、その資源を活かすため、またその活動への担い手を確保していくため、更には地域の課題解決のための資源開発のために協議を進める場であり、その地域活動に対する支援であり、地域づくりを進めるうえで効果的であると考えます。7期計画の施策体系1「生きがいや張り合いを持って暮らせるような取り組みを拡充します」の具体的施策である「高齢者の居場所づくり、生きがいづくり」のほか、「高齢者の活躍できる場や機会の提供」、「日常生活の支援」にて重要な位置づけとなっています。</p> <p>4)協議体の設置及び運営について市が委託契約を結んでおり、事業計画などは受託する各地域が実情にあわせて作成するものであると考えます。但し、計画策定については市も助言、確認をしながら進めていくこととなります。</p> <p>5)別動隊を組織するか、協議体に多様な担い手を参画させるか等は各協議体にて話しあっていくものと考えますが、全市的に進めていくべき事例などは、今後第1層協議体において話し合い、第2層協議体へ情報提供していくこととなります。</p> <p>②後見制度の利用促進について 高齢化の進展とともに、認知症などにより判断能力が低下した方の権利を守る成年後見制度へのニーズが高まっており、成年後見の担い手として市民の役割が強まりつつあります。このような中、利用者本人と同じ目線と感覚で寄り添い、適切な財産管理等の活動ができることが期待される市民後見人の養成が課題となっています。市民後見人の候補者は養成研修などを通じて、市民後見人となるために必要な知識を習得した後、候補者として家庭裁判所に推薦され、審理を経た上で、家庭裁判所から選任されることとなっております。市では市民後見人を養成するとともに、市民後見人の活動をバックアップするために、相談助言や監督機能等のサポート体制を整備し、高齢者や障がい者の権利擁護を推進していきたいと考えています。</p>
6	<p>1. 介護認定の適正化について、認定期間の延長や認定審査会の簡素化により、実態に合わない介護度のままになることを懸念する。</p> <p>2. 介護給付の適正化によって、真に必要な介護給付が抑制されないことを望む。</p>	<p>1. 要介護認定事務の軽減を目的に、国では認定期間の延長や認定審査の簡素化の検討を進めていますが、具体的な内容については現時点では示されていません。今後とも適切な要介護認定に十分留意するとともに、本人の実態と要介護度が合っていない場合には、変更申請がいつでも可能である旨の周知を引き続き行っていきます。</p> <p>2. 一人ひとりの利用者に適切なサービスを提供することが、制度の信頼性と、持続性を高めることにつながると考えます。利用者に真に必要なサービスが提供できるよう取り組みを進めていきます。</p>